

## 地域公共交通に係る要望活動について

毎年、地域住民の生活を支えるバス路線の維持確保のための支援措置の強化について、国土交通省・北海道に対し要望活動を実施。

### 【令和6年度実施状況】

#### ○釧路市単独要望

##### ・北海道

日時：令和6年7月1日（月） 対面要望

要望先：釧路総合振興局長、副局長、地域創生部長 他

##### ・国土交通省

書面要望（国土交通省総合政策局長に対し要望書を送付）

#### ○釧路地方総合開発促進期成会要望

##### ・北海道

日時：令和6年7月19日（金） 対面要望

要望先：総合政策部次長、交通政策局長 他

##### ・国土交通省

書面要望（国土交通省総合政策局長等に対し要望書を送付）

### 【令和5年度実施状況】

#### ○釧路市単独要望

##### ・北海道

日時：令和5年7月4日（火） 対面要望

要望先：釧路総合振興局長、副局長、地域創生部長 他

##### ・国土交通省

書面要望（国土交通省総合政策局長等に対し要望書を送付）

#### ○釧路地方総合開発促進期成会要望

##### ・北海道

日時：令和5年7月25日（火） 対面要望

要望先：総合政策部次長、交通政策局長 他

##### ・国土交通省

書面要望（国土交通省総合政策局長等に対し要望書を送付）

## 生活交通バス路線維持確保のための支援措置の強化

＜国土交通省、北海道＞

地域の生活交通バス路線は、住民の通勤や通学、通院、買い物など、市民の生活を支えるために欠かすことのできない交通手段であるものの、利用者数は今もなおコロナ禍以前の水準には戻らず、バス事業者の路線維持に深刻な影響を与えていることから、生活交通バス路線を維持・確保するため、補助金算定方法の見直しや補助金の増額について要望いたします。

### 要望・提言事項

- 地方バス路線の維持に係る国及び北海道の補助制度（地域公共交通確保維持改善事業等）に関する要望
  - ・国庫補助対象路線における補助基準等（輸送量、運行回数、市町村負担）の緩和
  - ・実績方式による算定とし、経常費用と経常収益の差（11/20 に満たない分やみなし運行回数による減額分を含む）を補助対象額とすること
  - ・市町村の独自支援路線における市町村負担の完全補填支援措置の創設
- 特別交付税の対象路線における算定基準の緩和

### 要望・提言の背景

○公共バス路線は、地域住民の交通手段確保の観点からは非常に重要である一方、その運営は財政的に厳しい状況にあることから、国の制度により運営補助がなされている。現行の補助制度である「地域公共交通確保維持改善事業」は平成23年度に創設され、補助要件や補助内容は全国一律となっているところ、北海道、特に道東地域にあっては、都市間の移動距離が長いことなどにより運営コストが事業運営自体を圧迫している状況にあり、補助金算定基礎となる基準単価が低く抑えられることによって実態と乖離した補助金額となることで、そのしわ寄せが自治体に及び公共交通施策の円滑な推進への影響が危惧される状況である。また、全国一律の補助基準により、輸送量や運行回数が少ない地方バス路線については、補助の対象外となり地方自治体が単独で支えなければならない状況である。このことから、自治体の公共交通施策の適正な推進を図るために、補助制度を地域の実情に合わせた内容に改善されることを強く要望するものである。

### 事業の効果

- ◆生活交通バス路線を維持・確保することにより、通学、通院、買い物など、市民の日常生活を支える。特に高齢者や児童、学生など、自ら交通手段を持たない市民の生活の足の確保につながる。